

憲法を守り活かす福祉職場 労使共同宣言

71年前、私たちは2つの大きな戦争をとおして、戦争が多くの人々のいのちと暮らしを奪い去り、平和に生きる権利を踏みにじるものであることを学びました。そして、戦争をしないだけでなく、武力で威嚇することや戦力を持つことも否定し、国の交戦権を認めないとする憲法9条を定めて、国際平和を希求してきました。

また、すべての国民が健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を持ち、その権利は国と地方公共団体が保障する義務を負うことを憲法25条で定め、国民の運動によって社会福祉を公的な権利保障の制度として創り、発展させてきたのです。

今、世界には、国際紛争を武力ではなく話し合いで解決する大きな流れがあります。そして、多くの国で、人々が平和に安心して暮らせるための社会保障・社会福祉を、国の責任で拡充させています。ところが、日本では世界の流れに逆行し、憲法の枠組みのなかで国民に人間らしい生活を保障する政治をおこなうという立憲主義に反して、憲法9条や25条の解釈を変えた法律がつけられました。

政府は、自衛隊を海外に派遣して武力行使を含む任務を与えて戦争ができる国へと舵を切りました。また、生存権を保障する国の責任を投げ捨てて、自助・自己責任を国民に押しつけています。それだけにとどまらず、日本国憲法の条文そのものを変えて「恒久平和・国民主権・基本的人権の尊重」という憲法の基本原理を壊そうとする動きが、急速に強まっています。

私たちは、戦後71年の間、平和と人権を大切にする日本国憲法の精神が社会福祉の発展に果たしてきた大きな意義を受け止め、憲法を守って職場に活かすために、以下の項目について確認し、ここに宣言します。

一、私たちは、子ども・高齢者・障害児者など社会的支援を必要とする人たちの人権を守り発達を保障することをめざして、健全で民主的な社会福祉事業と福祉労働をすすめます。

一、私たちは、「平和こそ最大の福祉」であることを大切に考え、日本が戦争をすることや戦力を持つこと、そうしたことにつながる日本国憲法のいかなる「改正」にも強く反対します。

一、私たちは、国民の権利としての社会保障・社会福祉の実現、そして平和な社会の実現に向けて、憲法9条と25条の理念を学んで職場に活かしていくとともに、平和を願う多くの人々とともに憲法を守っていきます。

以上

2017年3月16日